

千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月22日

千葉市長 神谷俊一

### 千葉市規則第38号

千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する規則の一部を改正する規則

千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する規則（平成29年千葉市規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(公表) 第13条 条例第7条第11項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1) 千葉市公告式条例（昭和25年千葉市条例第29号）第2条第2項に規定する <u>掲示場への掲示による</u> 方法 (2)・(3) [略] 2 [略]	(公表) 第13条 条例第7条第11項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1) 千葉市公告式条例（昭和25年千葉市条例第29号）第2条第2項に規定する 方法 (2)・(3) 2 [略]

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。